

【規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧】

最終更新日平成21年3月31日

	法律名	施行日(最終改正)	見直し条項の有無	次回の見直し年度	見直し周期	備考
1	悪臭防止法	平成12年5月17日	○	平成23年度	5年	
2	石綿による健康被害の救済に関する法律	平成18年2月10日	○	平成22年度 (備考参照)	5年	必要があれば、施行後5年を待たずとも本制度について適宜適切に所要の見直しを行うものとする。
3	温泉法	平成20年10月1日	○	平成25年度	5年	
4	環境影響評価法	平成11年6月12日	○	平成21年度	10年	附則7条によって法施行後10年での見直しが定められている。
5	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成14年5月30日	○	平成21年度	5年	
6	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	昭和37年5月1日	×	平成24年度	5年	
7	広域臨海環境整備センター法	昭和56年12月1日	×	平成23年度	5年	
8	湖沼水質保全特別措置法	平成18年4月1日	○	平成23年度	5年	
9	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律	平成12年6月2日	×	平成23年度	5年	
10	自然環境保全体法	平成2年12月1日	×	平成27年度	5年	第171回通常国会に改正法案を提出。同法案の附則9条において法施行後5年での見直しが定められている。
11	自然公園法	平成15年4月1日	○	平成27年度	5年	第171回通常国会に改正法案を提出。同法案の附則9条において法施行後5年での見直しが定められている。
12	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	平成20年1月1日	○	平成22年度	5年	
13	使用済自動車の再資源化等に関する法律	平成17年2月1日	○	平成21年度	5年	
14	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	平成19年12月1日	○	平成24年度	5年	
15	振動規制法	昭和51年6月10日	×	平成22年度	5年	
16	水質汚濁防止法	平成9年4月1日	×	平成22年度	5年	
17	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律	平成2年6月27日	×	平成23年度	5年	
18	騒音規制法	昭和45年12月25日	×	平成22年度	5年	
19	大気汚染防止法	平成18年10月1日	○	平成22年度	5年	
20	地球温暖化対策の推進に関する法律	平成20年6月13日	○	平成23年度	—	平成21年までに、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
21	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	平成19年4月16日	○	平成24年度	5年	
22	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	平成15年2月3日	○	平成25年度	5年	

23	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	平成17年6月1日	○	平成22年度	5年	
24	特定家庭用機器再商品化法	平成13年4月1日	○	平成25年度	5年	産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会合が家電リサイクル制度の評価、見直しについて検討し、とりまとめた報告書の提言を踏まえ、平成20年度、特定家庭用機器再商品化法施行令を改正し、対象機器の追加、再商品化等の基準の引き上げ等を実施した(平成21年4月施行)。
25	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法	平成17年5月18日	×	-	-	10年の時限立法であり、平成25年3月31限りで効力を失う
26	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法	平成6年5月10日	×	平成23年度	5年	
27	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	平成18年4月1日	○	平成23年度	5年	
28	土壤汚染対策法	平成14年5月29日	○	平成24年度	10年	附則5条によって法施行後10年での見直しが定められている。
29	農用地の土壤の汚染防止等に関する法律	昭和45年12月25日	×	平成23年度	5年	
30	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	平成18年8月9日	○	平成21年度	10年	近年では、平成9、12、15、16、17、18年に見直し及び改正を行っている。
31	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	平成18年4月1日	○	平成23年度	10年	附則2条によって法施行後10年での見直しが定められている。
32	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	平成20年4月1日	○	平成25年度	5年	
33	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律	平成16年4月1日	○	平成21年度	5年	
34	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律	平成21年6月1日	○	平成26年度	5年	附則4条によって法施行後5年での見直しが定められている。

注1	:この表は、一定期間経過後の規制の見直し基準に基づく見直しを推進するために、規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等を一覧にして公表することを目的としています。(その趣旨・目的等に照らして適当としないものは除きます。)
注2	:「見直し年度」の欄に記載された年度は見直しの必要性の検討を含む見直し実施年度を意味するものであり、検討の結果、現行制度・運用を維持する場合があります。
注3	:「見直し年度」・「見直し周期」については、以後の社会経済情勢の変化により、当初設定された年度・周期を適時見直す場合があります。
注4	:「見直し年度」前に規制改革・民間開放要望などの具体的ニーズ等に基づく見直し要望が生じた場合は、上記の「見直し周期」とは別に、都度、見直しの必要性を検討します。
注5	:「見直し年度」・「見直し周期」については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」及び「規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申」に基づき、個別の事情によるもののほか、それぞれ「平成23年度」・「5年」としています。